第３節　薬剤料

区分

Ｃ２００　薬剤　　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。

注１　薬価が15円以下である場合は、算定しない。

２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第４節　特定保険医療材料料

区分

Ｃ３００　特定保険医療材料　　材料価格を10円で除して得た点数

注　使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第３部　検査

通則

１　検査の費用は、第１節又は第３節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第１節又は第３節の各区分の所定点数及び第４節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

２　検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第５節の所定点数を合算した点数により算定する。

３　検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前２号により算定した点数及び第６節の所定点数を合算した点数により算定する。

４　第１節又は第３節に掲げられていない検査であって特殊な検査の検査料は、第１節又は第３節に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。

５　対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。

６　保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第２条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

第１節　検体検査料

通則

検体検査の費用は、第１款及び第２款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第１款　検体検査実施料

通則

１　入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、第１款の各区分の所定点数に１日につき110点を加算する。ただし、この場合において、同一日に第３号の加算は別に算定できない。

２　特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。

３　入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、５項目を限度として、第１節第１款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

区分

（尿・糞便等検査）

Ｄ０００　尿中一般物質定性半定量検査　26点

注　当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

Ｄ００１　尿中特殊物質定性定量検査

１　尿蛋白　７点

２　ＶＭＡ定性、Ｂ―Ｊ蛋白定性、尿グルコース　９点

３　ポルフィリン定性、アミラーゼ（定性、半定量）　10点

４　ビリルビン　12点

５　ウロビリン、尿中ウロビリノゲン、先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト、尿浸透圧　16点

６　尿中ポルフィリン症スクリーニングテスト　17点

７　尿中Ｎ―アセチルグルコサミニダーゼ（ＮＡＧ）　41点

８　尿中アルブミン定性　49点

９　尿中黄体形成ホルモン（ＬＨ）定性、尿中フィブリン分解産物（ＦＤＰ）　72点

10　尿中マイクロトランスフェリン、尿中ウロポルフィリン、尿中マイクロアルブミン、尿中デルタアミノレブリン酸、尿中ポリアミン　115点

11　尿中ミオイノシトール　120点

12　尿中コプロポルフィリン　150点

13　尿中ポルフォビリノゲン　200点

14　尿中Ⅳ型コラーゲン　210点

15　尿の蛋白免疫学的検査　区分番号Ｄ０１５に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数

16　その他　検査の種類の別により区分番号Ｄ００７に掲げる血液化学検査又は区分番号Ｄ００８に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ００９に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号Ｄ０１０に掲げる特殊分析の例により算定した点数

注　区分番号Ｄ００７に掲げる血液化学検査又は区分番号Ｄ００８に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ００９に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号Ｄ０１０に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。

Ｄ００２　尿沈渣顕微鏡検査　25点

注１　同一検体について当該検査と区分番号Ｄ０１７に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

２　当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

３　染色標本による検査を行った場合は、９点を加算する。

Ｄ００２―２　フローサイトメトリー法による尿中有形成分測定　30点

注１　同一検体について当該検査と区分番号Ｄ０１７に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

２　当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。